

唐 津 市
男 女 共 同 参 画
基 本 計 画

(第5次)

概 要 版



令和7年3月

唐 津 市

計画策定の趣旨

- 日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では国際社会の取組と連動して男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。
- 人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上で緊急に処理すべき課題となっています。
- 唐津市では、これまで男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 本市の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組むため、「唐津市男女共同参画基本計画（第5次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

「男女共同参画社会」とは

- 男女がお互いの人権を大切にする社会
- 性別等にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会
- 一人ひとりのさまざまな生き方が尊重され、だれもが生きやすい社会
- 男女が責任も喜びも分かち合う社会

計画の位置づけ

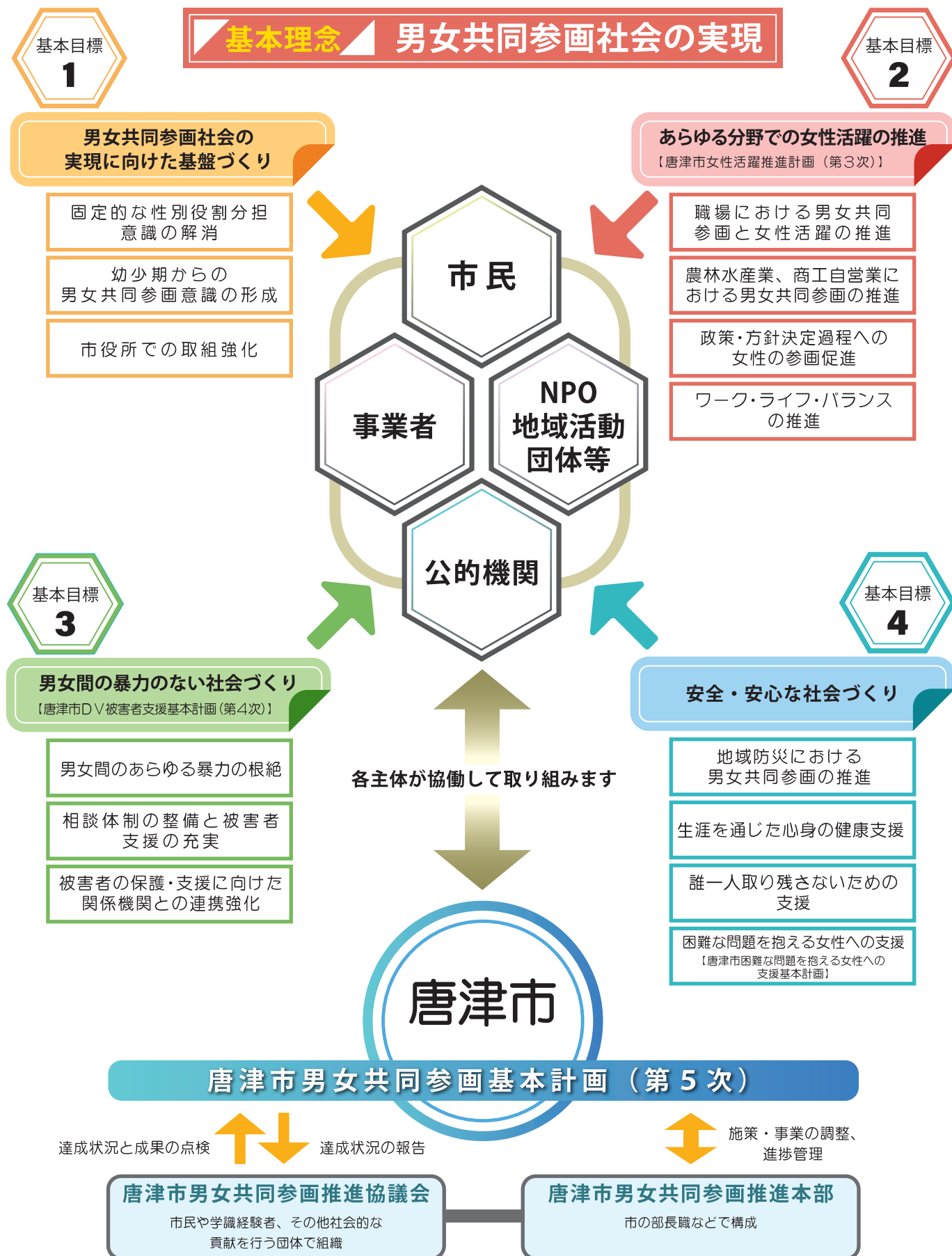
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「男女共同参画基本計画」です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」のそれぞれに定める市町村基本計画としても位置づけています。

計画の期間

- 2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

計画の内容

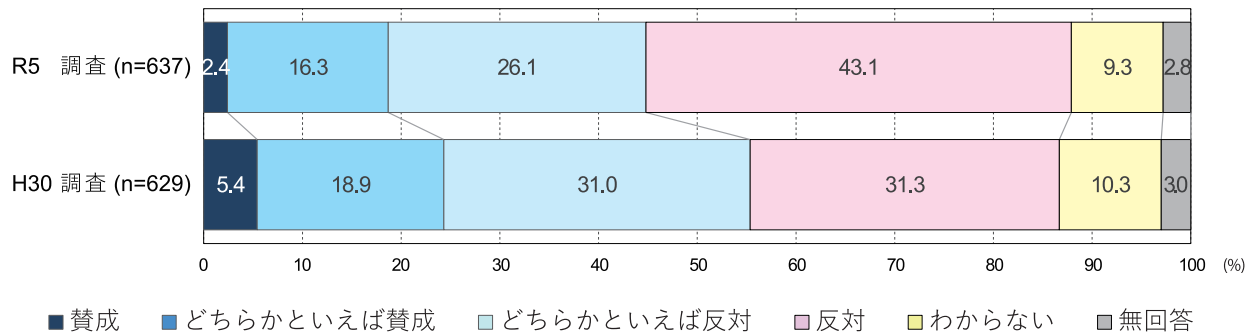
男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を定め、具体的な取組を進めます。



基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進には、性別等にかかわらず人権の尊重と男女共同参画の正しい理解を進める必要があります。そのため、市民に対して各種啓発活動や学校教育等により男女共同参画に関する意識醸成を図るとともに、市役所が率先して男女共同参画の実現に資する取組を進めます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の賛否



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（令和5年）：問1-(2)

施策の展開

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

- ・男女共同参画の意識啓発と情報提供
- ・男女共同参画に関する調査、情報収集

(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成

- ・家庭や地域での男女共同参画の推進
- ・学校等での男女共同参画教育の推進

(3) 市役所での取組強化

- ・男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11 年度)
「男女共同参画社会」の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	69.1% (R5 年度)	90%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	69.2% (R5 年度)	80%
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと性別で「らしさ」を求められたくないと思う中学生の割合	—%	100%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	74.4% (R5 年度)	100%
市職員の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	13.2% (R6.4.1 現在)	20%
市男性職員の育児休業取得率	27.0% (R5 年度)	(2 週間以上) 85%
市職員一人当たりの年次休暇取得率	64.0% (R5 年度)	70% (平均 14 日)

基本目標

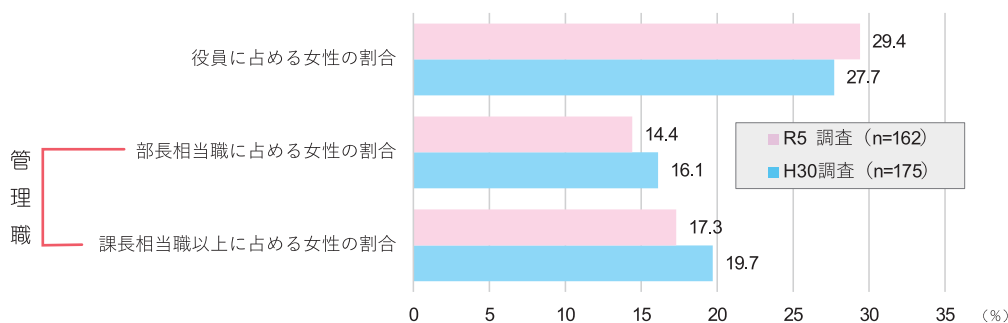
2

あらゆる分野での女性活躍の推進

「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「女性活躍推進法」の施行により、社会全体での女性活躍推進の動きは拡大している一方、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、子育て世帯に対する支援の強化や、男性の家庭生活への参画が求められます。そのため、性別等にかかわらず能力を発揮しやすい職場づくりを進めるとともに、仕事と生活の両立ができるよう支援します。

また、市の政策や地域での方針の決定過程において女性の参画を推進し、性別にかかわらず多様な意見を反映します。

唐津市内企業における課長相当職以上に占める女性の割合



資料：唐津市女性活躍推進に関する企業アンケート調査（令和5年）：問4

施策の展開

(1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

- ・男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進
- ・ハラスメント防止対策の推進

(2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

- ・働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進
- ・女性の就業・起業支援

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・公的審議会等への女性委員の登用促進
- ・あらゆる分野における女性の参画促進

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
- ・仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11 年度)
市内企業の管理職（課長職以上）に占める女性の割合	17.3% (R5 年度)	25%
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	40.1% (R5 年度)	60%
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	48 事業所 (R5 年度)	80 事業所
女性農業委員数（全 19 人）	2 人 (R5 年度)	6 人
審議会等委員に占める女性の割合	38.4% (R6.3 月末)	50%
「ワーク・ライフ・バランス（仕事とプライベートのバランス）が取れている」と感じている人の割合	29.5% (R5 年度)	40%

基本目標

3

男女間の暴力のない社会づくり

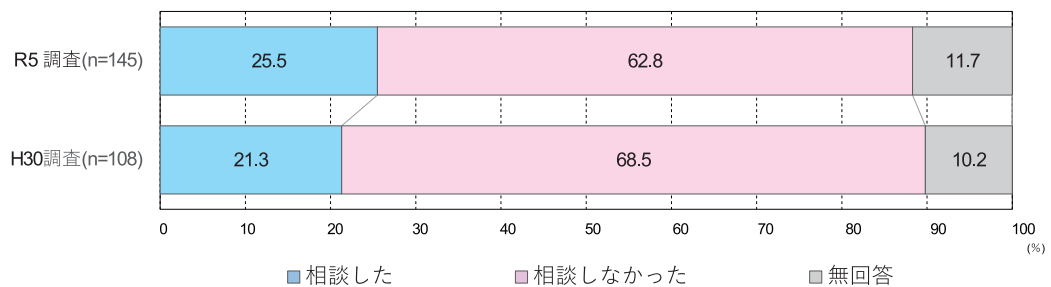
配偶者や交際相手からの暴力を指すDV（ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。一方、男性に対する暴力も認識されつつあります。性別に起因する暴力は、心身を傷つける深刻な問題で、その根絶は、誰もが対等な社会の構成員であるために克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内等で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄く、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。

このような状況を改善していくため、まずはDVを正しく理解し、社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進します。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者の安全確保、自立に向けた支援の充実等、庁内の部署や庁外の関係機関で連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

DV 被害者が誰かに打ち明けたり、相談したりした割合



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（令和5年）：問21-1

施策の展開

(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ・暴力防止に向けた意識啓発と情報提供
- ・若年者に対する DV 予防教育の推進

(2) 相談体制の整備と被害者支援の充実

- ・相談窓口の周知と相談体制の整備
- ・被害者の安全確保の徹底
- ・被害者支援の充実

(3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

- ・関係機関との連携強化

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11年度）
夫婦や恋人間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 50.9% ② 53.7% ③ 48.5% (R5 年度)	①～③ 60%
「DV」の認知度（配偶者やパートナーなど親密な関係にある（または、あった）者からの暴力のことを知っている）	84.8% (R5 年度)	100%
「デートDV」の認知度 （恋人など交際相手（または元交際相手）からの暴力のことを知っている）	39.1% (R5 年度)	70%

基本目標 4 安全・安心な社会づくり

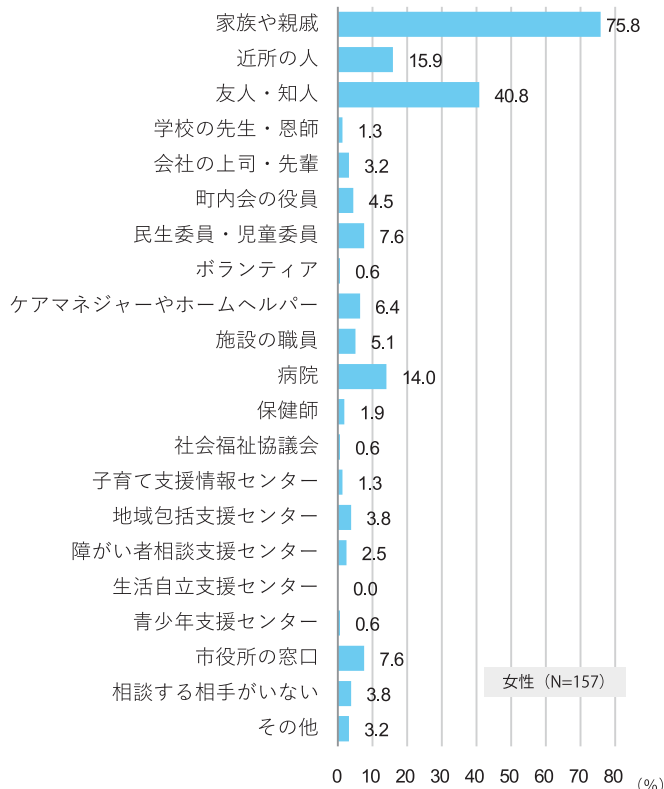
男性の視点に偏りがちな防災分野において、性別等にかかわらず責任と役割をもって取り組むため、女性視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。性別等にかかわらず、生涯にわたる心身の健康について様々な支援を実施します。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障がい者（児）、外国人や性的マイノリティ等、あらゆる状況の様々な立場の人が自立し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

女性であることにより生活上の困難な問題を抱える女性に対しては、それぞれの意思を尊重しながら、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられる体制を充実していきます。

女性が不安や悩みを相談する相手



資料：唐津市地域福祉に関する市民意識調査（令和4年）：問24-1

施策の展開

(1) 地域防災における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ・防災分野への女性の参画促進

(2) 生涯を通じた心身の健康支援

- ・性の違いに応じた心と身体の健康づくりの推進
- ・妊娠・出産に関する理解の促進

(3) 誰一人取り残さないための支援

- ・様々な状況にあっても安心して暮らせる環境の整備
- ・あらゆる人の人権尊重と理解の促進

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・女性が抱える生活上の困難な問題への理解の促進
- ・困難な問題を抱える女性への相談支援体制の充実
- ・困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備
- ・困難な問題を抱える女性の就労支援

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11年度)
消防団員に占める女性の割合	1.1% (R5年度)	2%
がんの検診受診率 (乳がん検診は2年に1回)	子宮頸がん 50.0% 乳がん 54.3% (R6.5月末)	60%
特定健診実施率	36.8% (R6.6月末)	60%
不安や悩みのある人の相談先で 「相談する相手がいない」を選択する女性の割合	3.8% (R4年度)	0%



発行年月：令和 7 年 3 月

発 行：唐津市 地域交流部男女共同参画課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1-1

電話：0955-72-9239

